

制度

20歳の国民年金加入
のご案内

日本に住む20歳から60歳未満の全ての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

国民年金は年をとった時や、病気やケガなどいざという時の生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。(厚生年金加入者や共済組合加入者、またはその配偶者に扶養されている方は加入手続きは不要です。)

20歳の誕生月の前月に日本年金機構からお送りする**国民年金資格取得届書**に必要事項を明記し、健康づくり課国民保険係、もしくはお近くの年金事務所に提出してください。



毎月の保険料

国民年金の保険料は、月額1万5590円(平成27年度)です。保険料を前払い(前納)すると、保険料が割引になります。また口座振替で前納すると割引率が上がります。

保険料免除・猶予制度

30歳未満の方は、若年者納付猶予制度を利用できます。本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が猶予されます。学生の方は、学生納付特例制度を利用できます。本人の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が猶予されます。なお、申請をする際には、学生証など学生であることの証明が必要です。

子ども未来支援事業
不妊治療に対する助成制度があります



事業の目的

少子化対策の一環として、子どもが欲しいと望んでいるのに恵まれず、不妊治療を受けようとする夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的としてスタートした事業です。

助成の対象

1. 不妊治療をしている法律上の婚姻関係にある夫婦
2. 申請の1年以上前から夫婦の両方又は一方が東伊豆町に住所を有する方
3. 医療保険に加入している方

助成の対象となる不妊治療費

- ・医師が認めた不妊治療費
 - ・静岡県特定不妊治療費助成の対象となる場合は、県の助成を差し引いた治療費
 - ・第1子又は第2子を対象とした不妊治療等に要した経費
- ※医療機関の指定はありません。

助成内容

- ・助成額は、当該年度の不妊治療に要する本人負担額の2分の1の相当する額とし上限年額30万円及び通院に係る交通費(鉄道賃)上限5万円です。
- ・助成を行う期間は、通算して5年間を限度とし、申請は、治療を行った日の属する年度の3月末日までに、必要な書類を添えて申請してください。

交付申請に必要な書類

1. 東伊豆町不妊治療費助成金交付申請書
2. 不妊治療受診等証明書
3. 夫及び妻の戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書
4. 不妊治療を受診した医療機関発行の領収書(原本)
5. 県の特定不妊治療費助成事業を受ける方は、交付決定通知書の写し

※東伊豆町のホームページに様式が掲載されています。申請については事前にお問い合わせください。

保健福祉センター 2月行事カレンダー

日	曜	時間	行事名
1	月	9:00~11:30	妊婦相談(母子手帳交付) (1,8,15,22,29日)
3	水	13:00~	ヒブ・肺炎球菌ワクチン同時接種 (受付13:25まで)(3,22日)
4	木	~	2歳児教室(受付9:15~9:45まで)
		~	3歳児健診(受付12:50~13:20まで)
5	金	~	1歳6ヶ月健診(受付13:30~14:00まで)
		~	こころの相談会
7	日	13:00~16:00	8020推進・静岡県大会 in 下田 2016 ※下田市民文化会館にて開催
10	水	~	6ヶ月児相談(受付9:15~9:30まで)
		13:00~	12ヶ月児相談(受付10:00~10:15まで)
18	木	13:00~	四種混合予防接種(受付13:25まで)
		9:30~	麻しん・風しん、水痘ワクチン予防接種 (受付13:25まで)
19	金	9:30~12:30	パパ・ママ教室(第2部)
23	火	9:30~13:00	育児サークル(受付9:45まで) 食育セミナー

はちまる に まる
8020 推進
静岡県大会in下田2016 開催!

~ふじのくにから 伝えよう
未来に続く 健口づくり~

日にち 平成28年2月7日(日)
時間 13:00~16:00
会場 下田市民文化会館
内容 ・8020歯と口の健康に関する図画ポスター展
・8020表彰
・8020推進活動報告
・講演会『ガッテン流! 楽しく健康長寿 ~ワツハツ歯』
講師:北折 一 氏
(元NHK「ためしてガッテン」専任ディレクター)

問合せ先
静岡県8020推進住民歯科会議(県歯科医師会内)
☎054-283-2591

募集

平成28年度
「放課後児童クラブ」児童募集

該当児童

- 小学校就学児童
- 保護者及び同居の親族が仕事等で昼間家庭にいない(児童の面倒をみる者がいない)児童

申込書の配布場所・提出先
役場住民福祉課または熱川支所

配布・提出期間

1月25日(月)~2月19日(金)
※土・日曜日を除く9時から17時まで

放課後児童クラブとは?

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない**小学校就学児童**に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

学校が終わると子どもたちは、放課後児童クラブへ通ってきます。クラブには指導員がおり、おやつを時間を楽しんだり、学校の宿題(※1)をしたり遊んだりします。また、土曜日・学校の長期休み等は、8時から18時まで放課後児童クラブは開所しております。夕方、仕事を終えた保護者が児童の迎えに来ます(※2)。18時前でも保護者が仕事を終えた時点で迎えに来てください。

※1 指導員は、学校等の宿題を教えることはありません。
※2 クラブで児童の送迎はいたしません。また、児童だけの帰宅はさせません。

問合せ先
住民福祉課 福祉係 ☎95-6204

問合せ先 三島年金事務所 ☎055-973-1444
健康づくり課 国民保険係 ☎95-6304